

委託費内訳書(総括)

一金 円也

酒匂川流域敷地境界線等臭気測定調査委託費

区分	工種	種別	細別	数量	単位	単価	金額	摘要
	敷地境界線等臭気測定	臭気指数 (環境試料)		32	検体			数量計算書参照
	放流水臭気測定	臭気指数 (排出水試料)		4	〃			数量計算書参照
	脱臭設備臭気測定	臭気指数 (排出口試料)		9	〃			数量計算書参照
	委託費計							

数量計算書

分類	調査場所	酒匂管理センター			扇町管理センター		
		敷地境界線	塩素混和地	活性炭出口	敷地境界線	塩素混和地	活性炭出口
	種別	臭気指数 (環境試料)	臭気指数 (排水水)	臭気指数 (排出口)	臭気指数 (環境試料)	臭気指数 (排水水)	臭気指数 (排出口)
敷地境界線	風上	4			4		
	風下No.1	4			4		
	風下No.2	4			4		
	定点	4			4		
放流水	塩素混和地出口		2		2		
脱臭設備	水処理	沈砂池		1			1
		水処理設備		2			2
	汚泥処理	機械濃縮棟		1			
		汚泥処理棟		1			1
計		16	2	5	16	2	4

測定項目

臭気指数 (環境試料)	32	敷地境界線 32回 (8地点×4回)
臭気指数 (排水水)	4	放流水 4回 (2地点×2回)
臭気指数 (排出口)	9	脱臭設備 9箇所

敷地境界線等臭気測定調査委託一般仕様書

第1 適用

- (1) 本仕様書は、公益財団法人神奈川県下水道公社の敷地境界線等臭気測定調査委託に適用します。
- (2) 特記仕様書に記載された事項は、この仕様書に優先します。

第2 業務内容

- (1) 業務場所
業務場所は、特記仕様書によるものとします。
- (2) 調査時期及び回数
調査時期及び回数は、特記仕様書によるものとします。
- (3) 調査項目
 - ア 敷地境界線
敷地境界線の調査項目は、天候、気温、湿度、風向、風速、臭気指数（臭気濃度）、臭質です。
臭質は、採取した周辺の臭質及び採取した試料の臭質とします。
 - イ 放流水
放流水の調査項目は、天候、気温、水温、臭気指数（臭気濃度）、臭質です。
 - ウ 脱臭設備
脱臭設備の調査項目は、天候、臭気指数（臭気濃度）、臭質です。
臭質は、採取した周辺の臭質及び採取した試料の臭質とします。
- (4) 試料採取
 - ア 敷地境界線、放流水及び脱臭設備の試料採取月は、特記仕様書によるものとします。
 - イ 試料採取日及び予備日は、土日、祝祭日、年末年始を除く日のうちから公社監督員（以下「監督員」という。）と受注者が協議して決定するものとします。
 - ウ 試料採取時間は、原則として午前9時00分から12時00分までとします。
 - エ 試料採取当日は、試料採取前に作業手順の確認を監督員と行うものとします。
 - オ 敷地境界線の調査については、雨天等による臭気に影響がない日とし、当日、管理棟屋上にて風向、風速等の状況を確認し、これによりおおよその風上、風下の測定位置を決定してから、試料採取を行うこととします。
 - カ 試料採取は、監督員の立ち会いのもと適切に行い、採取した試料の臭質を、管理棟等臭気の影響がない場所にて監督員、受注者双方で確認するため、試料の採取量は、100以上とします。
- (5) 調査方法
 - ア 調査は、臭気判定士の資格を有する作業責任者のもとで行ってください。
 - イ 敷地境界線、放流水及び脱臭設備の調査方法は、「臭気指数及び臭気排出強度の算定の方法」（環境庁告示第63号）に基づく方法とし、詳細は（公社）におい・かおり環境協会発行の「嗅覚測定法マニュアル」第6版及び「臭気の嗅覚測定法」に準拠してください。臭気濃度は臭気指数の測定した結果より算出して下さい。
なお、臭気指数の定量下限値については、次のとおりとします。

	定量下限値
敷地境界線	10
放流水	3
脱臭設備	12

- ウ 敷地境界線における臭気指数の試料採取方法は、「臭気指数及び臭気排出強度の算定の方法」（環境庁告示第63号）の別表第2の1の（1）のウとします。
- エ 試料採取に用いる器具については、汚染防止のため、試料ガスの通過する部分を採取場所ごとに

交換してください。

オ 判定試験は、原則として試料採取した当日に行ってください。

また、試験終了後に速やかに臭気指数を速報として報告してください。

第3 提出書類

受注者は、次の書類を提出してください。

また、提出した書類に変更が生じた場合も同様とします。

提出書類	提出期日	提出先	提出部数
契約書	契約後速やかに	総務課担当者	2
作業責任者設置届	〃	各センター担当者	1
経歴書	〃	〃	1
臭気判定士免状のコピー	〃	〃	1
業務工程表	〃	〃	1
業務計画書	現場着手10日前まで	〃	1
※打合せ簿	その都度	〃	2
報告書	測定終了後3週間以内	〃	3
作業写真帳	〃	〃	1
完了届	完了後速やかに	〃	1

※印の書類は、不要の場合もあります。

第4 報告書

次に掲げる項目を記載した報告書を作成し、測定終了後3週間以内に提出してください。

なお、報告書は表紙に社印を押印し、臭気判定士が押印した測定（分析）結果報告書とともに、提出するものとします。

(1) 調査概要（業務名・会社名・調査目的・調査場所）

(2) 調査日時（試料採取日・測定日）及び調査項目

(3) 調査場所の図（調査位置、風向、風速）

(4) 試料採取状況

(5) 測定方法

(6) 調査結果（測定結果、規制基準値の対照表・考察）

なお、規制基準値については、特記仕様書によるものとします。

(7) 臭気指数測定結果報告書

(8) 測定記録（臭気指数測定結果詳細等）

(9) 敷地境界線、放流水の臭気指数年間一覧表

第5 作業写真の撮影

受注者は、試料採取及び分析等に至る過程を明瞭にするため、別添、写真作成要領に基づき、作業写真を撮影してください。

第6 安全管理

(1) 受注者は、労働安全衛生法等の法令、規則及び基準を十分に守ってください。

また、場内及び付近の住民に迷惑を及ぼさないよう適切な措置を行ってください。

(2) 受注者は、委託場所における作業員の安全に万全を期し、事故の発生を防止しなければなりません。

また、作業員に対して、大津波警報等に備えた避難場所及び避難経路を周知し、防災意識向上に努めてください。

(3) 上記、安全管理体制の詳細を業務計画書に記載してください。

第7 事故の発生

(1) 受注者は、業務の実施に影響を及ぼす事故、人身に傷害を生じる事故、または第三者に損害を与える事故などが発生したときは、遅延なくその状況を監督員に報告し、応急措置を取ってください。

(2) 業務の実施にあたり、受注者の原因で発生した事故等の責任及び費用の一切の負担は、受注者が負うものとします。

また、施設等に損傷を与えた場合は監督員の指示に従い、速やかに修理、復旧してください。

第8 協議事項

この仕様書に定めのない事項又は疑義が生じたときは、監督員と協議のうえ決定するものとします。

酒匂川流域敷地境界線等臭気測定調査委託特記仕様書

第1 目的

酒匂管理センター及び扇町管理センターの敷地境界線、放流水及び脱臭設備（気体排出口）における臭気調査を委託することにより、「悪臭防止法」の基準を遵守し、周辺環境を保全するものです。

第2 業務内容

(1) 業務場所

ア 酒匂管理センター

(ア) 敷地境界線

敷地境界線の調査場所は、酒匂管理センターの敷地境界線上の4箇所とします。

ただし、その内の1箇所は定点とし、残りの3箇所は採取当日の風向等を勘案して決定します。

(イ) 放流水

放流水の調査場所は、塩素混和池出口とします。

(ウ) 脱臭設備

脱臭設備の調査場所は、沈砂池、水処理設備（1-2系及び3系の2箇所）、機械濃縮棟及び汚泥処理棟の各活性炭吸着塔出口の5箇所とします。

イ 扇町管理センター

(ア) 敷地境界線

敷地境界線の調査場所は、扇町管理センターの敷地境界線上の3箇所および定点の4か所とします。敷地境界線上の3箇所は採取当日の風向等を勘案して決定します。

(イ) 放流水

放流水の調査場所は、塩素混和池出口とします。

(ウ) 脱臭設備

脱臭設備の調査場所は、沈砂池、水処理設備（1系及び2系の2箇所）及び汚泥処理棟の各活性炭吸着塔出口の4箇所とします。

(2) 調査時期及び回数

下記事項は、各センターごとに実施します。

ア 敷地境界線

敷地境界線の調査は、原則として5月、8月、11月及び2月に1回ずつ行います。（4回/年）

イ 放流水

放流水の調査は、原則として8月及び2月に1回ずつ行います。（2回/年）

ウ 脱臭設備

脱臭設備の調査は、原則として7月から9月までの間で設備毎に1回行います。

(3) 規制基準値

規制基準値については、次のとおりです。

ア 酒匂管理センター

	規制基準値
敷地境界線（風上、風下）	15
敷地境界線（定点）	10
放流水	31
沈砂池	31
水処理設備（1 - 2系）	17
水処理設備（3系）	20
機械濃縮棟	22
汚泥処理棟	23

イ 扇町管理センター

	規制基準値
敷地境界線（風上、風下）	15
敷地境界線（定点）	10
放流水	31
沈砂池	28
水処理設備（1系）	22
水処理設備（2系）	22
汚泥処理棟	23

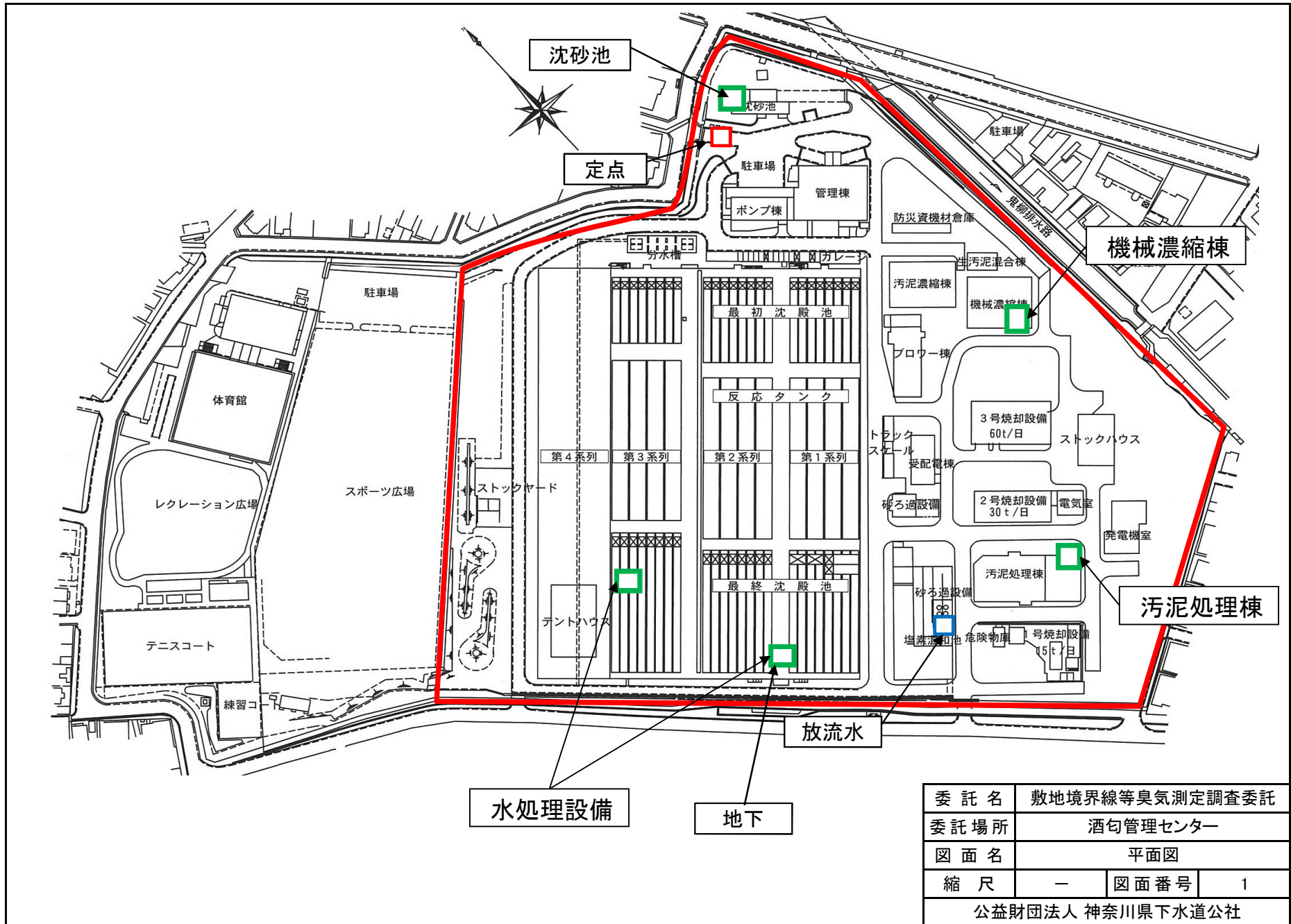
作業写真作成要領

- 1 写真帳はA4サイズを標準とし、工程順または工事起点から終点の順に整理してください。
- 2 写真は、原則としてカラー撮影とし、大きさはサービス版を標準としてください。
- 3 写真の補正等の加工は認めません。
- 4 デジタルカメラで撮影する場合
 - (1) 文字など内容の判読できる機能、精度を確保できる撮影機材を用いてください。(有効画素数100万画素以上)
 - (2) ネガに替わる電子媒体を提出してください。なお、提出する電子媒体はCD-Rを原則とし、検索が容易なように整理してください。

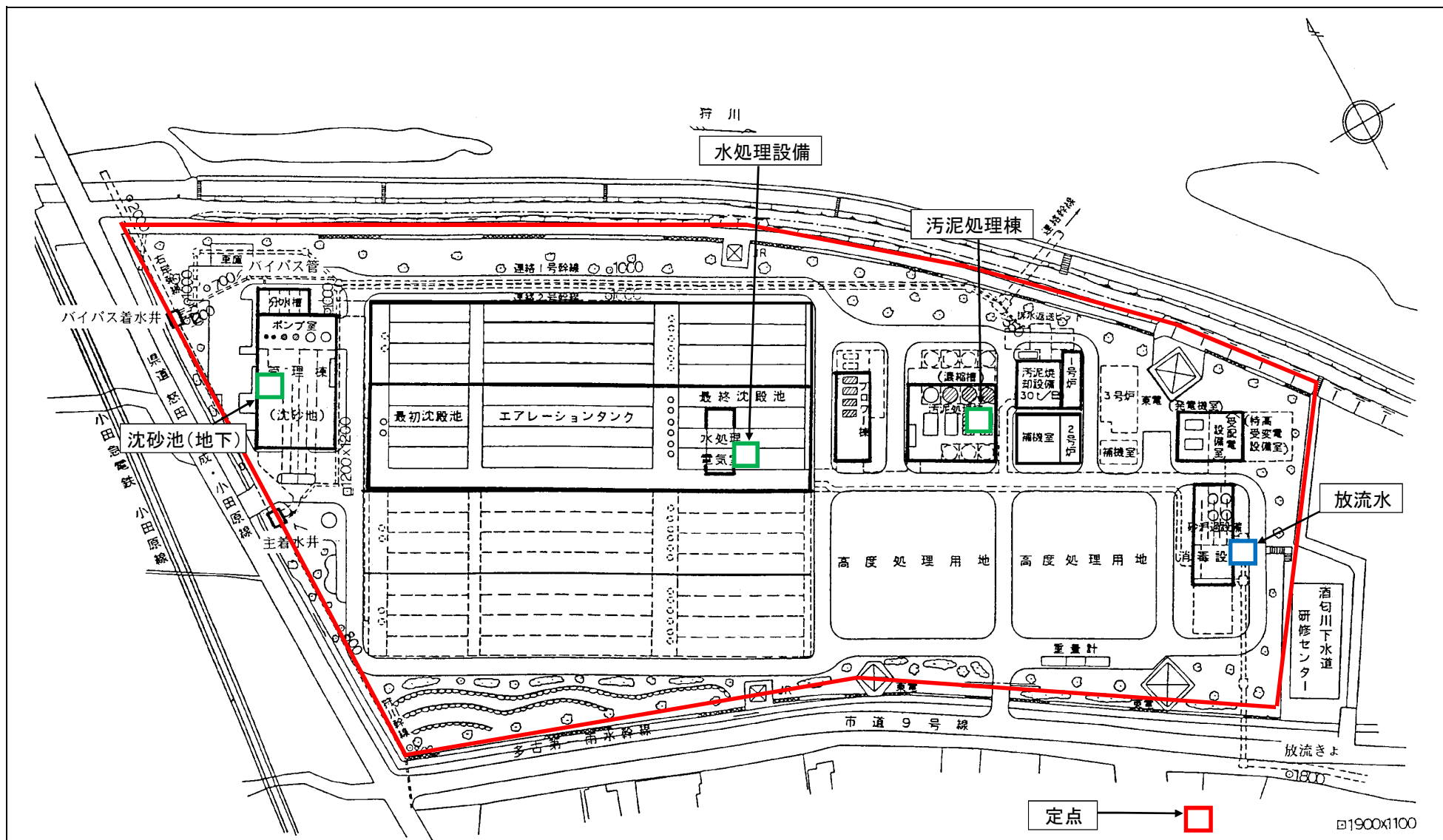
電子媒体の保存方法は専用ソフトを使わずフォルダ分けによる保存としてください。
 - (3) 写真帳は、フルカラーで、状況が容易に把握できる解像度とし、インク・用紙等は通常の保存条件のもとで、3年程度顕著な劣化が生じないものとしてください。
- 5 写真は、下図のような説明事項を記入した黒板を同時に撮影してください。

委 託 名	
受 注 業 者	
撮 影 年 月 日	
撮 影 内 容	

- 6 撮影内容は、次のとおりです。
 - (1) 管理棟屋上での状況確認(風向、風速が把握できる写真)
 - (2) 測定箇所ごとの試料採取状況(各測定箇所ごと遠景、近景2枚)
 - (3) 判定試験状況
 - ①無臭臭い袋の作成状況
 - ②付臭臭い袋の作成状況
 - ③パネル試験状況(6名全員把握できる写真、複数枚でも可)
 - (4) その他、監督員が指示する場所



委託名	敷地境界線等臭気測定調査委託		
委託場所	酒匂管理センター		
図面名	平面図		
縮尺	—	図面番号	1
公益財団法人 神奈川県下水道公社			



委託名	敷地境界線等臭気測定調査委託		
委託場所	扇町管理センター		
図面名	平面図		
縮尺	—	図面番号	2
公益財団法人 神奈川県下水道公社			